

# 資料1

## 「特定帰還居住区域」制度概要

令和6年1月  
復興庁

## ●福島復興再生特別措置法の一部改正(令和5年6月9日公布・施行)

〈予算関連法律〉

### 背景・必要性

〈帰還困難区域に係る現行制度〉～特定復興再生拠点区域（「拠点区域」）（平成29年改正）～

- 福島県内に、帰還困難区域（将来にわたる居住制限を原則）を設定（平成23年～25年）。
- 平成29年の福島特措法改正により、市町村長が、帰還困難区域の中に、住民・移住者の生活及び地域経済再建の拠点（新しいまちづくり）となる「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。これまで除染、インフラ整備等を進め、一部では避難指示解除済。

〈帰還困難区域のうち、『拠点区域外』の対応について〉（政府方針の決定：令和3年8月）

- 未だに拠点区域外では、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民から「拠点区域外にある自宅に帰りたい」「元居た場所で生活を再開したい」との強いお声と共に、地元自治体から避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望を頂いてきた。
- 令和3年8月、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定。

上記政府方針を実施するため、以下の措置を講ずる

### 改正法の概要

#### 「特定帰還居住区域」の創設等

- 市町村長が、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定（要件は以下通り）

- ①放射線量を一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定

- 認定を受けた計画に基づき、以下の国による特例措置等を適用

- (1)除染等の実施（国費負担） (2)道路等のインフラ整備の代行

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し